人と企業がイキイキと輝く働き方を応援します

青森働き方改革推進支援センター

の利用をお待ちしています

職場でこんな悩みはありませんか？

同一労働同一賃金は何をすれば

勤務間インターバルとは？

週休３日制を導入するには？

ベースアップするので利用できる助成金はないか

年収の壁への対応とは？

人手が足りない

無料でご利用いただけます

そのお悩み専門家に相談しませんか？

（社会保険労務士が担当いたします）

個別相談支援　来所・電話・Webによる相談をお受けします。

コンサルティング支援　課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスをいたします。（３回まで利用できます。）

セミナー開催支援　セミナーへ講師を派遣いたします。

働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

青森働き方改革推進支援センターの支援はすべて**無料**でご利用いただけます。お気軽にご利用ください。

パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆうちゃん」

青森働き方改革推進支援センター

■相談コーナー　青森市本町５丁目5-6　青森県社会保険労務士会館
■電話 0800-800-1830（フリーダイヤル）　■Fax 017-718-8846
■メール　aomori@workstylereform.net
■受付時間　平日9:00～17:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

X　Facebook

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

働き方改革に取組む事業主を支援します

まずは、
青森働き方改革推進支援センター にお電話をください。

問合せ先 ☎0800-800-1830

電話相談を平日９時から17時まで受付していますが、受付時間外または相談予約については下記相談申込書によりＦＡＸにてご送付ください。こちらからお電話をさせていただきます。

この事業は **無料** で利用できます。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

（送信先）
青森働き方改革推進支援センター　行き
FAX 017-718-8846

相談申込書

二次元コードからも
お申込できます。

会社名		労働者数	人	事業内容	
住　所		電話番号 FAX番号	TEL FAX		
担当者名		メール アドレス			

相談内容	☐ 同一労働同一賃金（不合理な待遇差）解消	☐ 長時間労働（時間外労働の上限規制）対応
	☐ 年次有給休暇制度運用	☐ 36協定作成
	☐ 就業規則作成	☐ 生産性向上による賃金引上げ
	☐ 人手不足解消	☐ 業務改善助成金活用
	☐ キャリアアップ助成金活用	☐ その他の助成金活用
	☐ 兼業・副業	☐ ハラスメント防止
	☐ 仕事と育児・介護との両立支援	☐ その他（　　）
希望する支援	☐ コンサルティングを希望する	☐ セミナー講師を希望する
	☐ Webによる相談を希望する	☐ 出張相談会を希望する

希望内容（希望事項・希望日がありましたらご記入ください）

社会保険労務士は、社会保険労務士法に定められた国家資格者です。事業場の労務管理に係る申請等について責任をもって処理し、事業場に代わって申請を行うほか、助成金の相談や申請手続を適切に行い企業の発展を支援しています。本委託事業の活用をご検討ください。

2025.04